

久喜市議会
令和8年6月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 8号	令和8年度久喜市一般会計補正予算（第2号） について	1
議案第 9号	令和8年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第1号）について	2
議案第10号	久喜市税条例の一部を改正する条例	3
議案第11号	久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例等の一部を改正する条 例	9
議案第12号	久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	13
議案第13号	久喜市PTA連合会の解散に伴う関係条例の 整理に関する条例	19
議案第14号	久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の変更 及び同組合の規約変更について	21
議案第15号	器物破損事故による損害賠償の額を定めるこ とについて	23
議案第16号	事業変更契約の締結について（余熱利用施設 及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公 園一体整備運営事業）	24
報告第12号	繰越明許費繰越額の報告について	25
報告第13号	事故繰越し繰越額の報告について	28
報告第14号	繰越明許費繰越額の報告について	30
報告第15号	繰越明許費繰越額の報告について	32
報告第16号	繰越明許費繰越額の報告について	34
報告第17号	専決処分の報告について（大中落川流域雨水 貯留施設（桜田小学校）整備工事の請負変更 契約の締結）	36
報告第18号	専決処分の報告について（器物破損事故によ る損害賠償の額を定めること）	38
報告第19号	専決処分の報告について（器物破損事故によ る損害賠償の額を定めること）	40

議案第 8 号

令和 8 年度久喜市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和8年度久喜市一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第9号

令和8年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第10号

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。)(」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を

受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第1項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡

をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡

所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の久喜市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の久喜市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存

住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の久喜市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

地方税法等の一部改正されたことに伴い、この案を提出するものであります。

議案第 11 号

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上の者について保育を行う場合」を加える。

第6条中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同条第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。))」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。))」を加える。

第29条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。))」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う

場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)に

よる支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは、「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)」を加える。

附則第6項中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附則第9項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第29条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数(」を削り、「ものをいう。)」を「保育士の数」に改める。

(久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「の規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正

を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第12号

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項に

規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出しを「(利用定員の遵守)」に改める。

第25条中「第27条の2第1項各号、」の次に「学校教育法第1条に規定する」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「同条例第31条第1項」及び「同条例第33条」を「同条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号

に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)」を、「この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第4項において同じ。)」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号において同じ。」を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「同項第1号」に改める。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第46条第7号中「に規定する選考方法」を「及び第3項に規定する選考の方法」

に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出しを「(利用定員の遵守)」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「「地域型保育給付費」」の次に「と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」」を加える。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」を「をいう。次条第3項及び第52条第3項」に改め、「ものとして、この章」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「除く。以下この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」において同じ。))」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」

も」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第13号

久喜市PTA連合会の解散に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜市学校給食審議会条例の一部改正)

第1条 久喜市学校給食審議会条例(平成22年久喜市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「PTAの代表」を「児童生徒の保護者」に改める。

(久喜市教育振興基本計画策定委員会条例の一部改正)

第2条 久喜市教育振興基本計画策定委員会条例(平成24年久喜市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「PTAの代表」を「児童生徒の保護者」に改める。

(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例(平成27年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号を次のように改める。

(6) 小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒の保護者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(久喜市学校給食審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の久喜市学校給食審議会条例第2条第2項の規定により委嘱されている久喜市学校給食審議会委員(以下この項において「旧委員」という。)は、第1条の規定による改正後の久喜市学校給食審議会条例(以下この項において「新条例」という。)第2条第2項の規定により委嘱された久喜市学校給食審議会委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例第4条第2項の規定により委嘱されている久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員(以下この項において「旧委員」という。)は、第3条の規定による改正後の久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第4条第2項の規定により委嘱された久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員とみなす。この場合において、委嘱されたも

のとみなされる者の任期は、新条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市PTA連合会の解散に伴い、関係条例について所要の改正を行いたいの
で、この案を提出するものであります。

議案第 14 号

久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和8年11月30日から、久喜宮代衛生組合の共同処理する事務を変更し、同組合格約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜宮代衛生組合が共同処理する事務を変更し、同組合格約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものがあります。

久喜宮代衛生組合規約の一部を変更する規約

久喜宮代衛生組合規約(昭和36年指令地第1714号)の一部を次のように変更する。

第3条第1項中第1号を次のように改める。

- (1) 久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター及び八甫清掃センター(し尿処理施設を除く。)の管理運営に関する事務

第3条第1項第2号中「(粗大ごみに限る)」を「(粗大ごみに限る。)」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 資源回収物の処理に関する事務

附 則

この規約は、令和8年11月30日から施行する。

議案第15号

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

- 1 損害賠償額 607,933円
- 2 相手方 東京都港区麻布台1丁目3番1号
A I G 損害保険株式会社
代表取締役 ジェームス・ナッシュ
- 3 事故の概要

令和4年12月5日午後2時39分頃、乗用車が久喜市北青柳地内の市道久喜6151号線を走行中、市道上の表層アスファルトの剥離による窪みに落ち、車両左側タイヤ、ホイール及び前部バンパーが破損した事故について、当該乗用車の自動車保険の保険者である相手方が保険金を支払い、保険代位による損害賠償請求権を取得した。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴志信智

提案理由

器物破損事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第16号

事業変更契約の締結について（余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業）

次のとおり事業変更契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 契約の目的 | 余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 |
| 2 変更契約金額 | 13,670,728,018円 |
| 3 今回変更による増額 | 597,309,306円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市上町1番12号
PFIくきのもり株式会社
代表取締役 浅越裕介 |

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴志信智

提案理由

余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業の事業変更契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、この案を提出するものであります。

報告第 1 2 号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和7年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

久喜市長 貴 志 信 智

令和7年度久喜市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	会計管理業務経費	4,488,000	4,488,000	0	0	0	0	4,488,000
		本庁舎管理事業	7,230,000	2,970,000	0	0	0	0	2,970,000
		物価高騰支援「くらし応援商品券」配付事業	845,420,000	796,601,778	0	714,540,839	0	0	82,060,939
		デジタル推進事業	224,931,000	224,930,200	0	131,286,400	0	0	93,643,800
		体育施設管理事業	2,190,000	2,190,000	0	0	0	0	2,190,000
		住宅等防犯対策補助事業	10,110,000	110,000	0	0	0	0	110,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	1,584,000	1,584,000	0	1,584,000	0	0	0
		コンビニ交付事業	5,830,000	5,830,000	0	0	0	0	5,830,000
	4 選挙費	選挙管理委員会運営事業	3,630,000	3,630,000	0	3,630,000	0	0	0
	3 民生費	1 社会福祉費	要援護者見守り支援事業	825,000	825,000	0	0	0	825,000
ふれあいセンター久喜管理事業			5,940,000	5,940,000	0	0	0	0	5,940,000
健康福祉センター管理事業			116,280,000	116,280,000	0	0	93,000,000	0	23,280,000
菖蒲老人福祉センター管理事業			1,860,000	1,860,000	0	0	1,600,000	0	260,000
鷲宮福祉センター管理事業			2,390,000	2,390,000	0	0	2,100,000	0	290,000
国民健康保険特別会計繰出事業			14,755,000	14,754,300	0	14,754,300	0	0	0
後期高齢者医療特別会計繰出事業			4,135,000	4,134,900	0	2,237,400	0	0	1,897,500
介護保険特別会計繰出事業			68,898,000	68,897,400	0	68,897,400	0	0	0
2 児童福祉費		児童扶養手当給付事業	25,933,000	25,932,500	0	25,932,500	0	0	0
		物価高対応子育て応援手当給付事業	441,530,000	28,621,473	85,610	28,535,863	0	0	0

令和7年度久喜市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯元気応援給付金給付事業	107,500,000	6,595,000	0	1,220,000	0	0	5,375,000
		地域子育て支援センター管理事業	4,180,000	4,180,000	0	0	0	0	4,180,000
4 衛生費	2 環境衛生費	地域脱炭素移行・再エネ推進事業	56,836,000	30,768,000	0	30,768,000	0	0	0
	3 清掃費	ごみ処理施設整備推進事業	222,660,000	172,660,000	0	0	155,300,000	0	17,360,000
5 労働費	1 労働諸費	労働会館管理事業	2,310,000	2,310,000	0	0	0	0	2,310,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	門樋橋整備負担金事業	5,140,000	4,921,978	0	0	3,900,000	0	1,021,978
		橋りょう維持管理事業	7,370,000	7,370,000	0	0	0	0	7,370,000
		橋りょう架換負担金事業	138,442,000	15,538,802	0	0	8,700,000	0	6,838,802
	3 河川費	河川改良事業	134,584,000	118,518,600	0	0	118,500,000	0	18,600
	4 都市計画費	高柳地区開発整備推進事業	191,525,000	191,525,000	0	41,180,000	63,100,000	0	87,245,000
	5 住宅費	市営住宅管理事業	747,000	747,000	747,000	0	0	0	0
10 教育費	1 教育総務費	(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業	7,600,000	1,700,000	0	0	0	0	1,700,000
	2 小学校費	小学校維持管理事業	586,070,000	270,400,000	0	0	191,200,000	0	79,200,000
	3 中学校費	中学校維持管理事業	91,620,000	46,060,000	0	0	32,000,000	0	14,060,000
	5 社会教育費	いきいき活動センターしずか館解体事業	1,910,000	1,910,000	0	0	1,700,000	0	210,000
合計			3,346,453,000	2,187,173,931	832,610	1,064,566,702	671,100,000	825,000	449,849,619

報告第13号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和7年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

令和7年度久喜市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明		
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源			
									国県支出金	地方債	その他				
8	土木費	4	都市計画費	高柳地区開発整備推進事業【繰越明許費分】	283,993,540	171,294,440	112,699,100	0	112,699,100	21,400,000	29,745,000	0	0	61,554,100	横断用水路改修工事について設計変更及び施工中の不測の事態への対応により工期に遅れが生じ、年度内の完了が困難となったため。 また、用地取得及び物件移転補償について地権者との交渉に時間を要し契約締結が令和8年2月となったことにより、年度内の完了が困難となったため。

報告第14号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和7年度久喜市国民健康保険特別会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 総務費	1 総務管理費	一般管理業務経費	14,755,000	14,754,300	0	0	0	0	14,754,300

報告第15号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和7年度久喜市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴志信智

令和7年度久喜市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 総務費	1 総務管理費	一般管理業務経費	68,898,000	68,897,400	0	0	0	0	68,897,400

報告第16号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和7年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

令和7年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 総務費	1 総務管理費	一般管理業務経費	4,135,000	4,134,900	0	0	0	0	4,134,900

報告第 17 号

専決処分の報告について（大中落川流域雨水貯留施設（桜田小学校）整備工事の請負変更契約の締結）

大中落川流域雨水貯留施設（桜田小学校）整備工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 大中落川流域雨水貯留施設(桜田小学校)整備工事 |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 178,296,800円 |
| 3 今回変更による増額 | 7,438,200円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県久喜市久喜東2丁目36番29号
小沢道路株式会社
代表取締役 吉 田 美 江 |

令和8年5月20日

久喜市長 貴 志 信 智

報告第18号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 170,262 円
- 2 相手方 久喜市佐間472番地1
株式会社未企工業
代表取締役 宇野 大 介
- 3 事故の概要

令和8年2月25日午前11時20分頃、久喜市江面地内の県道3号線において、職員が運転する公用車が車線変更したところ、後続を走行していた相手方の車両と接触し、車体の一部を破損させた。

令和8年5月27日

久喜市長 貴 志 信 智

報告第19号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年6月8日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 121,110 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和7年6月6日午前8時50分頃、久喜市久喜中央三丁目地内の交差点において、職員が運転する公用車と、相手方の乗用車が出合い頭に接触し、さらに相手方の乗用車が交差点脇の第三者の駐車場フェンスに衝突したことにより、相手方の車両及び駐車場フェンスが破損した。

令和8年5月14日

久喜市長 貴 志 信 智